・金沢支社管内
北陸自動車道
自）富山県下川郡朝日町（朝日ＩＣ）
至）滋賀県長浜市木之本町(木之本ＩＣ)
東海北陸自動車道
自）岐阜県大野郡白川村（白川郷ＩＣ）
至）富山県小矢部市水島（小矢部砺波ＪＣＴ）
舞鶴若狭自動車道
自）福井県小浜市府中（小浜ＩＣ）
至）福井県敦賀市高野（敦賀ＪＣＴ（仮称））
・神奈川県川崎市宮前区（川崎道路管制センター）

⑷　工事内容　本工事は、名古屋支社管内及び金沢支社管内の交通情報の収集、提供設備を運用するための交通管制中央局システムについて詳細設計と構築を行うものである。

⑸　工事概算数量
交通管制中央局設備詳細設計　１式
交通管制中央局設備工事　１式

⑹　工期　契約締結の翌日から810日間

⑺　本工事は、申請時に入札説明書・設計図書及び仕様書等において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法等に関する提案（以下「技術提案」という。）を求め、技術提案に基づく詳細設計と施工を一括して行う、設計・施工一括発注方式の試行工事である。

⑻　本工事は、申請時に技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。

⑼　本工事は、低入札価格調査制度の対象外の工事である。

⑽　本工事は工事竣工、引渡の後、交通管制中央局設備に関する基本契約を締結する対象工事である。なお、基本契約の業務の範囲は、新規供用路線等の取り込みに伴う交通管制中央局設備のソフトウェアの改造、試験調整等である。

⑾　本工事の契約の締結は電子契約による（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　【単体の場合】
開札時に「平成23・24年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「遠方監視制御設備工事」に登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。)であること。

②　【特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合】
開札時に「平成23・24年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「遠方監視制御設備工事」に登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。)の２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された共同企業体。

⑷　施工実績　平成14年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。
なお、提出できる施工実績は１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）
・単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める実績　交通管制の用途で設置する情報収集及び情報提供設備の中央監視制御装置について、下記①～③に示す全てを実施した工事
①　機器の製作（製造委託を含む）
②　機器の設置
③　試験調整
・特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績　交通管制の用途で設置する情報収集及び情報提供設備の中央監視制御装置について、下記①～③に示す全てを実施した工事
①　機器の製作（製造委託を含む）
②　機器の設置
③　試験調整

⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、自社において工場製作を行う場合、工場製作期間における主任（監理)技術者は、建設業法に基づき専任を要しないものとし、別に配置することができる。ただし、工事現場着手後はこの限りでない。(工事現場が稼動している期間は、平成26年４月から平成27年３月までを予定)
①　主任（監理）技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　主任（監理）技術者が当該工事に対応する建設業法の許可業種（電気通信工事業）に係る資格を有すること。
④　主任（監理）技術者は、平成14年度以降に元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験１を有すること。なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。
⑤　自社における工場製作期間に別に配置する主任（監理）技術者は、次の求める経験１又は求める経験２のいずれかの工事経験を有すること。求める経験１又は求める経験２に対して提出できる工事経験は１名につき１件とする。また同一の者で求める経験１又は求める経験２を有する必要はない。さらに同一の工事で求める経験１又は求める経験２の工事経験を有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）
求める経験１　交通管制の用途で設置する情報収集及び情報提供設備の中央監視制御装置について、機器の設置及び試験調整を実施した工事
求める経験２　交通管制の用途で設置する情報収集及び情報提供設備の中央監視制御装置について、機器の製作実績

⑹　配置予定の設計管理技術者及び照査技術者について次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。なお、入札参加希望者と雇用関係がなくてもよい。
１）設計管理技術者　設計管理技術者は、下記のいずれかに該当する者で日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。